



西 監第 16122701 号

平成 28 年 12 月 27 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年 11 月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 7 条の規定により、平成 28 年 11 月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。



西 監第 16122701 号

平成 28 年 12 月 27 日

西和賀町議会議長 深澤 重勝 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年 11 月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 7 条の規定により、平成 28 年 11 月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成 28 年 11 月分例月現金出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 7 条の規定による標記の検査の結果は、次のとおりである。

1. 検査の対象

西和賀町一般会計、西和賀町特別会計及び病院事業会計（平成 28 年 11 月分）

2. 検査の時期

平成 28 年 12 月 21 日（水）

No.	時 間	対象とした会計	監査会場
(1)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 35 分まで	病院事業会計	西和賀さわうち病院
(2)	午後 3 時 00 分から 午後 4 時 10 分まで	一般会計及び特別会計 (病院事業会計を除く)	湯田庁舎

3. 検査の場所

(1) 西和賀さわうち病院 カンファレンス室 (2) 湯田庁舎 庁議室

4. 検査した監査委員

高橋 政芳、児玉 正彦

5. 検査に立ち会った職員

(1) 病院事業会計

西和賀さわうち病院事務室 事務長 高橋光世

主 任 高橋祐征

監査委員事務局 主 査 小松睦美

主 任 加藤信彦

(2) 一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）

会計課 参事兼会計管理者 佐藤幸弘

主 任 内記 杏

監査委員事務局 主 査 小松睦美

主 任 加藤信彦

6. 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の高残証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

7. 検査の結果

(1) 収支の計数について

検査対象月末日における歳入歳出の状況は別添資料のとおりで、現金、預金等の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書とその他の資料に記載されたこれらの金額は証書類と符合し、計数等に誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

【一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）】

特になし

【病院事業会計】

① 書き損じた小切手は、規則で定める処理に従い対応をすること

小切手の振り出しの際に、金額訂正が発生し、打ち直しを行った後、先に刻印した小切手を破棄してしまったとの報告を受けた。

町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則第 32 条第 3 項によると、書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならないと定めている。よって、今後、小切手を書き損じ等したときは、書き損じた小切手を

しっかり小切手帳に綴じておくようにすること。

また、小切手帳及びそれに付随する書類の管理保管等においては、西和賀町財務規則及び西和賀町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則に沿った取り扱いを厳守すること。

7. そのほか

●西和賀さわうち病院の小切手振出における、金額器（チェックライター）の使用

西和賀さわうち病院の小切手振出において、金額器（チェックライター）の使用を要請したい。

町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則においては、小切手の記載にかかる条文は定めていないが、西和賀町財務規則第 86 条においては小切手の記載について以下のように定めている。

（小切手の記載等）

第 86 条 小切手の記載及び押印は、正確かつ明りょうにしなければならない。

2 小切手の券面金額の表示等は、次に定めるところによりこれをするものとする。

（1） 数字は、アラビア数字を用いること。

（2） 使用器具は、金額器を用いること。

（3） 使用インクは、黒色のものとする。

～西和賀町財務規則（平成 17 年 11 月 1 日規則第 19 号）より引用～

については、西和賀町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則に定めがないことは、西和賀町財務規則に沿った取り扱いを行うよう要請したい。

●西和賀さわうち病院の適時検査から診療報酬返還まで記録の確認

平成 28 年 10 月に行われた、東北厚生局盛岡事務所による西和賀さわうち病院の適時調査において、平成 27 年 4 月から開始された通所リハビリで、介護保険のリハビリ事業と医療のリハビリ事業を一緒に実施していたことが指摘された。結果、平成 27 年 4 月から平成 28 年 9 月までのリハビリ分診療報酬額 1 0 0 0 万円程を保険者に返還しなければならない旨の報告を病院事務長から受けた。

本案件においては、町長や議会にも報告されている案件と聞いた。

ゆえに、本案件が終結すると思われる月（1 月又は 2 月診療報酬支払後の月）の例月出納検査時に、適時調査開始から診療報酬返還までの経緯の報告文書及びそれに付随する関係書類を確認させてほしい。

8. 過去に指摘・指導等を行った案件の改善等状況

① 町立西和賀さわうち病院の支出手続きについて

(平成 28 年 9 月 26 日実施の例月出納検査で口頭による指導)

《改善》 平成 28 年 9 月から口頭で指導してきた町立西和賀さわうち病院の支出手続きにかかる当座口座の開設及び小切手振出による支出の案件は、今回の検査で支出時に使用している小切手帳の確認と病院事務長及び職員から口頭での説明があり、本案件は改善されたと認められる。

② 西和賀さわうち病院事業の業務状況説明書の議会への周知

(平成 28 年 11 月 21 日実施の例月出納検査で書面による指導)

《改善》 平成 28 年 11 月 21 日の例月出納検査で指導があった西和賀さわうち病院事業業務状況説明書について、12 月 14 日（水）に議員全員に配布し、説明周知に努めたことを監査委員事務局員が確認したとともに、病院事務長からも説明があった。このことから、本案件は改善されたと認められる。